

コミュニティセンターの在り方について（まとめ（骨子））

1 意義と役割

- 隣保館は、同和問題の解決に向けて、主として旧同和地区住民の生活改善や生活支援に取り組み、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきた。
- また、「地対財特法」失効後は、コミュニティセンターとして、人権文化の息づくまちづくりを目指し、隣保事業に加えて、市民の交流と、コミュニティ活動の振興という役割を担ってきた。

2 現状と課題

- しかし、これまでの長年にわたる生活支援を中心とした施策は、過度の行政依存を生み出し、住民の自立の妨げとなっている側面があると言わざるを得ない。
- また、隣保事業を実施していること自体が、「特別な施設」という印象を市民に与えている側面も否定できない。
- 特に、生活相談は、住環境や住民の生活実態の改善を背景に、件数の減少とともに、内容にも変化が見られ、コミュニティセンターで行う意義が薄れている。
- 施設の利用については、広報の充実に努めているものの、未だ低い状況にあり、結果として少数の団体・サークルだけの利用にとどまっているものもある。
- 更に、一部のコミュニティセンターにおいては、地域に根ざしたNPO法人等の一部業務を委託することにより、小学校区域全体でのコミュニティ形成の動きも芽生えつつあるが、事業運営への参画が各種団体のコアメンバーにとどまるなど、個々の住民の主体的な参加にはつながっているとは言い難い。
- 一方、コミュニティセンターの運営は、職員による直営を基本としており、現在、職員105名（人件費約9億円）、運営費約3億円という多大な経費を要している。
- これらの状況は、市民的理解が得られる状態とはいえず、今日的視点から抜本的に見直す必要がある。

3 見直しの視点

- 隣保館、コミュニティセンターは、これまでにその意義・役割を果たし、一定の成果を挙げてきたと認められるが、行政のこれまでの取組は住民の行政依存を生み、自立の妨げとなっている側面があり、「特別な施設」との

印象がある従来のままでは、市民の共感と理解を得ることはできない。

- したがって、今後、同和問題を真に解決し、人権文化の息づくまちづくりを進めていくうえでは、住民の自立はもとより、同和行政に対する市民の不信感を払拭する必要がある、今日的視点から、抜本的かつ速やかに見直すべきである。
- 具体的な検討に当たっては、コミュニティセンターが「特別な施設」という印象を与えないよう、「全市民的な視点」から検討するべきであり、また、これまでの取組が住民の行政依存を生み出してきたことを反省し、「住民の自立」につなげるという視点を持つ必要がある。
- また、ソフト（機能）とハード（施設・設備）を、一体のものとして考えるのではなく、ソフトを別のハードに組み込む（機能を別の施設へ移管・統合する）ことも考えるべきである。ハードについては、市民の貴重な共有財産として、市民の共感と理解が得られる有効活用を図るべきである。

4 事業や施設等の在り方について

(1) ソフト（機能）について

ア 相談事業

- 生活相談については、現在、相談件数は大きく減少し、内容も切実なものから、区役所をはじめとする関係機関への一般的な問い合わせや取次ぎなどに变化しており、必ずしもコミュニティセンターで実施する必要性はなく、地域の行政機関である区役所や課題別の専門機関で対応する方がより効果的である。
- また、日常の身近な相談については、「住民の自立」という視点に立ち、可能な限り地域住民の相互扶助、自主的な活動に委ねていくべきである。

イ 貸館事業、交流事業（啓発事業）

- 施設の利用については、依然として低い状況にあり、結果として少数の団体・サークルだけの利用にとどまっている施設もあり、特別扱いとの誤解を与えかねない実態がある。このような中、多額の経費をかけて従来どおりの利用に供していくべきか、抜本的な検討が必要である。
- なお、屋内体育施設については、5年間で利用件数が倍増するなど、市民の利用ニーズが高いと考えられることから、受益者負担の観点から適正な料金を徴収したうえで、更なる利用促進のため休日開所など、サービス拡充を図るべきである。
- 交流事業・啓発事業については、これまでコミュニティセンターで実施してきた意義もあったと考えられるが、事業が固定化し広がりが見受けられないものもあることから、今後は、従来の手法や施設にとらわれずに在り方を検討するべきである。
- また、「住民の自立」という視点に立ち、地域コミュニティの形成につ

ながる交流事業については、行政が実施するのではなく、可能な限り地域の自主的な活動としていくべきである。

(2) ハード（施設・設備）について

- 施設そのものについては、既成概念にとらわれることなく、市民共有の社会資源として、福祉、教育等、様々な課題や市民ニーズに応じ、全市民的な観点から活用方法を検討するべきである。
- また、「住民の自立」を促進する観点からは、地域の住民団体が有償で借り受け、地域の自治会館のような形で、自主的に運用することも検討するべきである。
- 今後の施設の活用の検討に当たっては、必ずしも現行のすべてのコミュニティセンターを同じように活用していく必要はなく、地域のニーズや立地条件等を踏まえて、個別に検討していくべきである。また、施設の活用を検討するに当たっては、市民参加による手法も検討するべきである。
- なお、旧同和地区内にはコミュニティセンターだけでなく、浴場や保育所等の社会資源が集中的に存在しており、地区周辺を含めたまちづくりの観点も取り入れながら、これらを全市民的に活用していく視点も必要である。

(3) 運営体制について

- 職員105名（人件費約9億円）、運営費約3億円を要している現状は、厳しい財政状況にあって、早急に見直さなければならない。
- 今後の施設運営に当たっては、従来のNPO法人等への業務委託にとどまらず、今後の施設の活用方法に応じ、それにふさわしい様々な運営形態の導入を図っていくべきである。

5 コミュニティセンターの今後の在り方について

- 上記の検討を踏まえれば、今日時点において、現行のコミュニティセンターが従来の形態のままで存続する必要性はなくなっており、同和行政に対する市民の不信感を払拭し、同和問題の真の解決を図るためにも、現行のコミュニティセンターの役割は一旦終結させ、今後の在り方については、市民の共感と理解が得られるよう、抜本的かつ速やかに見直すべきである。